

參考資料

昭和二十六年七月一日現在

運輸省設置法

運輸大臣官房文書課

運輸省設置法

昭和二十四年五月三十一日
法律第百五十七号
改正

昭二四六一法第一七四号・昭二四六一法第一八七号・昭二四一・一三
〇法第二二六号・昭二四一・二七法第二四一号・昭二四一・二二法第
二五二号・昭二四一・二四法第二七九号・昭二四一・二六法第二八
四号・昭二五・三・三一法第四八号・昭二五五・一〇法第一五九号・昭二
五・一・二二法第二五五号・昭二五・一・二一法第二六九号・昭二六・三・二
三法第三二号・昭二六・四・一法第一一五号・昭二六・五・四政第一三三号
昭二六・五・二九法第一六一号・昭二六・五・三〇法第一六二号・昭二六・六
一法第一八四号・昭二六・六・一法第一八六号・昭二六・六・二一法第二三
二号・昭二六・六・一八法第二四二号・昭二六・六・二三法第二四五号・昭
二六・六・二三法第二四八号

(2)

目 次

次

第一章 總 則(第一條 第四條)

第二章 本 省

第一節 運輸審議會(第五條——第十八條)

第二節 内部部局(第十九條——第二十八條)

第三節 附屬機關(第二十九條——第三十八條)

第四節 地方支分部局(第三十九條——第五十五條)

第一款 海 運 局(第四十條——第四十四條)

第二款 公共船員職業安定所(第四十五條)

第三款 港灣建設部(第四十六條——第五十條)

第四款 陸 運 局(第五十一條——第五十五條)

第三章 外 局(第五十六條——第五十九條)

第一節 船員労竹委員会(第五十七條)

第二節 海上保安廳(第五十八條)

第三節 海難審判廳(第五十九條)

一〇四

(3)

第四節 航 空 庁(第五十九條の二——第五十九條の五)

第四章 職 員(第六十條、第六十一條)

附 則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、運輸省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三條第二項の規定に基づいて、運輸省を設置する。

運輸省の長は、運輸大臣とする。

(運輸省の任務)

第三條 運輸省は、左に掲げる事項に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- 一 水 運
- 二 陸 運
- 三 港 灣
- 四 船舶及び鉄道車輛その他の陸運機器(自動車及び動機付自転車の製造を除く)

二の外

五 船 貨

六 運輸に關連する觀光

七 気 象

八 倉 庫 業

九 海上の安全及び治安の確保

十 海難の審判

十一 航 空

(運輸省の権限)

第四條 運輸省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む)に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。

(6)

- 六 取負の任免及び賞罰を行い、その他取負の人事を管理し、並びに取負を訓練すること。
- 七 取負の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
- 八 取負に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 九 所掌事務に關する統計、調査資料を頒布し、刊行し、又は販売すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
- 十二 運輸省の公印を制定すること。
- 十三 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可若しくは認可を与え、又はその許可若しくは認可を取消すること。
- 十四 所掌事務に關し、届出をさせ、報告を徴し、又は必要な命令をすること。
- 十五 水上運送事業者に対し、航路、航路区域又は船舶を指定して航海を命じ、制限し、又は禁止すること。
- 十五の二 旅客定期航路事業を免許し、助成し、及び旅客定期航路事業の業務に關し、許可し、又は認可すること。
- 十六 船舶の製造、改造、修繕、引揚及び解体を許可し、且つ、必要な命令をすること。

二の内

(7)

- 十六の二 船舶 船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に關する技術の改善を助成すること。
- 十六の三 船舶の製造及び修繕の用に供する施設の新設、拡張及び移転を許可すること。
- 十七 船舶の積量を測定し、及び船舶を登録すること。
- 十八 船員に係る労務協約を、他の同種の船員及び使用者に適用することを決定すること。
- 十九 船員に係る労務協議につき船員中央労務委員会及び船員地方労務委員会（以下「船員労務委員会」という）に調停を請求すること。
- 二十 船員又は船舶所有者に対し、公認、許可、審査、仲裁、協検又は償向を行い、及び必要な処分をすること。
- 二十一 法令又は労務協約に抵触する船員の就業規則の変更を命ずること。
- 二十二 船員手帳を交付し、及び船員乗込を管理すること。
- 二十三 船員の最低賃金を定めること。
- 二十四 船員の職業紹介事業、労務供給事業及び募集を許可し、又は制限すること。
- 二十五 港湾（港湾施設）もつぱら他の他の行政機関に属するものを除くを合む、以下第一四十九号を除き本條中同じ）及び航路の建設、改良、保存若しくは管理を行い、又は

これらを行う者に対し認可を与え、若しくは助成すること。

二十六、港湾の使用料の徴収に關し、認可すること。

二十七、港湾運送に關し、事業設備の新設、拡張、改良、譲渡、譲受、貸借又は使用方法につき必要な命令をすること。

二十七の二、港湾運送事業の登録をすること。

二十八、港湾内の公有水面の埋立、干拓、及び使用を免許すること。

二十九、倉庫業法（昭和十年法律第四十一号）による倉庫証券の発行を許可し、及び事業計画、營業規則又は保管料率の変更を命ずること。

三十、日本國有鉄道を監督すること。

三十一、國有鉄道調停委員会に対し、調停を請求し、又は公共企業体仲裁委員会に対し、仲裁を請求すること。

三十二、内閣総理大臣に対し公共企業体仲裁委員会の委員の罷免を請求すること。

三十二の二、鉄道公安取負を指定し及び鉄道公安取負の捜査に關する取務を監督すること。

三十三、日本國有鉄道の役員又は取負で司法警察取負として取務を行う者を指名する者を定め、及びこれらの者が司法警察取負として行う取務を監督すること。

許可し、又は認可すること。

三十四、地方鉄道及び軌道を免許し、又は特許し、並びに地方鉄道及び軌道の業務に關し、

三十五、鉄道財團及び軌道財團につき、抵当権の設定を認可し、且つ、これを登録すること。

三十六、地方鉄道及び軌道の保費の取制及び資格を定めること。

三十七、専用鉄道及び索道を免許し、及び無軌道電車を特許すること。

三十八、自動車運送事業及び自動車道事業を免許し、及び自動車運送事業及び自動車道事業の業務に關し許可し、又は認可すること。

三十八の二、自動車運送取扱事業の登録をし、及び自動車運送取扱事業の業務（附帯業務を含む）に關し認可すること。

三十九、輕車両運送事業に対し、事業計画、運送條件又は運送約款の変更を命じ、その他必要な命令をすること。

四十、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十二号）の目的に適合するようにならば、自動車、車の使用を調整すること。

四十一、自動車原動機付自転車及び旅客輕車両の整備を命じ、又はその検査及び登録をすること。

- 四十一の二、自動車登録番号標交付代行者の指定をすること。
- 四十一の三、自動車の車台番号及び原動機番号の打刻の様式等を指定すること。
- 四十一の四、自動車分解整備事業を認証すること。
- 四十二、通運事業を免許し、及び通運事業の業務（附帯業務を含む）に關し、許可し、又は認可すること。

- 四十二の二、通運計算事業を認可し、及び通運計算事業の業務に關し、許可し、又は認可すること。

- 四十三、水上運送事業における運賃及び船舶のよう、船舶に關し、必要な命令をすること。
- 四十四、鉄道、軌道、索道、無軌條電車、自動車運送事業、自動車運送事業、自動車運送取扱事業、通運事業及び通運計算事業における運賃又は料金に關し、認可し、又はその変更を命ずること。

- 四十四の二、国際観光事業を助成すること。
- 四十四の三、通運案内業の試験を行うこと。
- 四十四の四、外客宿泊施設の整備を図るため、ホテル及び旅館を登録すること。
- 四十五、気象電報を集め、気象無線報を受信すること。

三の内

- 四十六、気象及び海況の予報、気象資料の通報、地震、地動、津波及び火山に關する通報を發すること。

- 四十七、船舶を指定して気象の観測をさせること。
- 四十八、地上気象及び地震の観測のうち簡易なもの及び気象事業に關係のある観測の観測を

政府機関、地方公共団体、個人又は会社その他の団体に委託すること。

- 四十九、委託により、港灣（港灣施設を含む）以下同じ）及び海面の工事を施行すること。

- 四十九の二、所掌事務に係る争訟に關し、設計、試験、調査及び研究を行い、及び委託により設計、試験、調査及び研究を行うこと。

- 五十、船員の労務争議に關し、あつ旋し、調停し、及び仲裁すること。

- 五十一、港、灣、海峡その他の日本領の沿岸水域において海上の安全を確保し、並びに法令の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため、必要な措置をとること。

- 五十二、海難の審判を行うこと。

- 五十二の二、航空運送事業を免許し、及び航空運送事業の業務に關し、許可し、又は認可すること。

- 五十二の三、航空安全施設を建設し、保存し、運用し、及び管理すること。

(12)

五十二の四、所掌事務を遂行するために必要な特許権及び実用新案権並びにこれらの実施権を取得すること。

五十三、前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む）に基き運輸省に届せられたる権限。

二、運輸省は、前項に掲げるものの外、臨時の権限として左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む）に従つて行なわれなければならない。

一、船舶を使用し、及び商船管理委員会を監督すること。

ニ、外航船舶の使用に關し、承認すること。

三、前 除

四、所掌事務に係る事業の再建整備計画につき、認可を与えること。

五、所掌事務に係る賠償充当設備等の管理及び撤去並びに賠償充当設備等の輸送を命ずること。

と。

六、所掌事務に係る供給の特に不足する物資の割当を行い、又は配給を規整すること。

七、所掌事務に關し、供給の特に不足する物資の使用を制限し、又は禁止すること。

八、前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む）に基き運輸省に届せられたるもの外。

三の外

417

第二章 本省

第一節 運輸審議会

(設置)

第五條 運輸省に、公共の利益を確保するため次條第一項に掲げる事項について公平且つ合理的な決定をさせるため、運輸審議会を常置する。

(諮問事項)

第六條 運輸大臣は、左に掲げる事項について必要な措置をする場合には、運輸審議会にはかり、その決定を尊重して、これをしなければならぬ。

一、日本固有鉄道における基本的な運賃及び料金の設定若しくは変更又はこれらに關する其可。

二、地方鉄道、軌道、自動車運送事業、通運事業及び通運計算事業における基本的な運賃及び料金に關する認可又は変更の命令。

三、水上運送事業の国内航路における基本的な運賃及び料金を關する指定又は認可。

(13)

三の二、郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第五條第二項の規定による

郵便物の運送料金の基準の設定

四、 港湾運送業における基本的な港湾作業料率及び倉庫業における基本的な保管料率に関する指定又は認可。

五、 地方鉄道の免許及び軌道の特許

六、 地方鉄道の免許若しくは軌道の特許の取消又は地方鉄道若しくは軌道の営業の停止

七、 自動車運送事業の免許若しくはその取消又はその事業の停止

八、 通運事業の免許若しくはその取消又は事業の停止

九、 通運計算事業の認可若しくはその取消又は事業の停止

十、 日本国有鉄道が行う他の運輸事業の譲受、連絡船航路若しくは自動車運送事業の開始及び

十一、 営業線の譲渡の許可又は認可

十二、 日本国有鉄道、地方鉄道及び軌道の営業線の休止又は廃止の許可

十三、 地方鉄道、軌道及び自動車運送事業における会社の合併、事業の譲受若しくは譲渡又は事業の管理の委託若しくは受託の許可又は認可

十四、 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の規定により運輸審議会に諮ることを要する事項

十五、 四の内

十六、 四の内

十七、 四の内

十八、 四の内

十九、 四の内

二十、 四の内

二十一、 四の内

二十二、 四の内

二十三、 四の内

二十四、 四の内

二十五、 四の内

二十六、 四の内

二十七、 四の内

二十八、 四の内

二十九、 四の内

三十、 四の内

三十一、 四の内

三十二、 四の内

三十三、 四の内

三十四、 四の内

三十五、 四の内

三十六、 四の内

三十七、 四の内

三十八、 四の内

三十九、 四の内

四十、 四の内

四十一、 四の内

四十二、 四の内

四十三、 四の内

- 2. 委員のうち一人は、運輸次官をもつて充てる。
- 3. 運輸審議会に会長を置き、委員の互選により送任する。
- 4. 会長は、会務を総理する。
- 5. 運輸審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の取務を代行する者を定めて置かなければならない。
- 6. 運輸次官たる委員には、次條から第十二條までの規定は、適用しない。

(委員の任命)

第九條 委員は、年令三十五年以上の者で広い経験と高い識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が兩議員の同意を得て、任命する。

2. 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、委員の任命について兩議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかゝらず、兩議院の同意を得ないで、委員の任命を行うことができる。

3. 内閣総理大臣は、前項の規定により委員を任命したときは、任命の後最初に召集される国会において、当該委員の任命について、兩議院の承認を求めなければならない。兩議院の承認を得られなかつたときは、内閣総理大臣は、第十一條の規定にかゝらず、当該委員を選

四の外

滞なく罷免しなければならない。

4. 左の一に該当する者は、委員であることができない。

- 一 國務大臣、国会議員又は地方公共団体の議会の議員。
- 二 政党の役員。

5. 委員は、他の政府取員の取を兼ねてはならない。

(委員の任期)

第十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 委員は、再任されることができる。

3. 運輸審議会の設置後最初に任命される委員の任期は、任命の際において内閣総理大臣の定めるところにより、任命の日より二人ずつそれぞれ一年、二年、三年とする。

(委員の罷免)

第十一條 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため、取務の執行ができないと認められる場合又は委員に取務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められる場合において、兩議員の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の報酬及び旅費)



第十二條 委員の報酬は、別に定める。

2. 委員は、予算に定める金額の範囲内で旅費を受けるものとする。

(議決方法)

第十三條 運輸審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2. 運輸審議会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3. 特定の事業につき特別の利害關係を有する委員は、運輸審議会の決議があつたときは、当該事業に係る議決に参加することができない。

4. 運輸審議会は、関係官庁の取負をその会議に出席させて必要な説明を求めることが出来る。

5. 関係官庁の長は、その取負を運輸審議会に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることが出来る。

(兼業の禁止)

第十四條 委員は、運輸審議会の承認及び運輸大臣の同意のある場合を除く外、報酬のある他の取務に従事し、又は商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

五の内

(委員の秘密保持の義務)

第十五條 委員及び委員であつた者は、その取務に関して知ることのできた秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

(審理官)

第十五條の二 次條の公聴会を主宰して事実の審理を行わせ、その他運輸審議会の事務を補助させるため、運輸審議会に審理官を置く。

2. 審理官は、運輸省の取負のうちから、運輸大臣が命ずる。

第十六條 運輸審議会は、第六條第一項の規定により附議された事項については、必要があるとき、公聴会を開くことができ、又は運輸大臣の指示若しくは運輸審議会の定める利害關係人の申請があつたときは、公聴会を開かなければならない。

(公聴会の主宰)

第十六條の二 公聴会は、運輸審議会の事業を指定して指名する審理官が主宰する。但し、事業が特に重要である場合において、運輸審議会が公聴会を自ら主宰し、又は委員を指名して公聴会を主宰させることを妨げない。

(報告書の作成)

(20)

第十六條の三 前條の規定により指名された委員又は審理官は、公聴会の審理によつて知ることができた事実を報告として作成し、これを運輸審議会に提出しなければならない。

(報告書の提示)

第十六條の四 運輸審議会は、前條の報告書を運輸審議会の定める利害関係人に提示しなければならない。但し、公聴会において、報告書の提示を必要としない旨の利害関係人の合意があつたときは、この限りでない。

(申立)

第十六條の五 前條の報告書の提示を受けた利害関係人は、報告書に誤があると認めるときは、その提示を受けた日から十五日以内にその旨の申立をすることが出来る。

(再審理)

第十六條の六 運輸審議会は、前條の申立を審査して、報告書に誤があつて運輸審議会の決定に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、再び公聴会を開かなければならない。

(調査等)

第十七條 運輸審議会は、その取務を行うため、必要があると認めるときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。

五の外

一、公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要な報告情報又は資料を求めらるること。

二、公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。

三、関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を徴すること。

四、前項第三号の規定により出頭を求められた関係人又は参考人は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

(その他)

第十八條 運輸審議会の決定及び第十六條の三の報告書は、運輸省令の定めるところにより、公にしなければならない。

五、運輸審議会の議事規則は、運輸審議会の勧告に基づき、運輸省令で定める。

六、この節に規定するもの、外、運輸審議会に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第二節 内部部局

(内部部局)

(21)

第十九條 本府に、大臣官房及び左の六局を置く

(22)

海運局
 船舶局
 船員局
 港湾局
 鉄道監督局
 自動車局

- ア 大臣官房に、観光部を置く。
 - イ 海運局に、海運調整部を置く。
 - ウ 鉄道監督局に、国有鉄道部及び民営鉄道部を置く。
 - エ 自動車局に、業務部及び整備部を置く。
- (内部部局と運輸審議会との関係)
- 第二十條 各局の所掌事務に關するこの節の規定は、運輸審議会の権能になんらの影響を及ぼすものではない。
- ア 大臣官房及び関係各局長は、運輸審議会の要求がある場合には、その所掌に属する事務に關し、必要な資料を提出しなければならない。

六の内

- イ 大臣官房及び関係各局長は、必要があると認めるときは、運輸審議会に対しその所掌に属する事務に關し、意見を述べることが出来る。
- ウ 各局長は、運輸大臣の指揮に従い、その所掌事務に關し、運輸審議会の決定を実行に移すため、必要な措置をとらなければならない。

(特別な取)

第二十一條 大臣官房に、官房長一人を置く。

ア 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

(大臣官房の事務)

第二十二條 大臣官房においては、運輸省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 大臣の官印及び省印を管掌すること。
- 三 公文書類を受けし、發送し、編集し、及び保存すること。
- 四 国会との連絡に關すること。
- 五 国立国会図書館に關すること。
- 六 調査及び統計に關し、取りまとめをすること。

(23)

- 七、 公報に關すること。
- 八、 公益法人その他の団体に關する許可又は認可に關すること。
- 九、 気象に關すること。
- 十、 取負の取階、在免、分限、懲戒、取務その他の人事並びに取負の教養及び訓練に關すること。
- 十一、 取負の衛生、医療その他福利厚生に關すること。
- 十二、 行政の考査を行うこと。
- 十三、 法令案の審査その他の法務に關すること。
- 十四、 郵局の設置及び廃止並びに分課に關すること。
- 十五、 技術の振興、調整及び活用を圖ること。
- 十五の二、 技術上の設計、試験、調査及び研究に關すること。
- 十六、 綜合調整及び実施計画の設定に關すること。
- 十七、 渉外事務に關し、取りまとめをすること。
- 十八、 運輸審議會の庶務に關すること。
- 十九、 經費及び収入の予算、決算及び會計並びにこれらの監督に關すること。

六の外
七の外

- 二十、 国有財産及び物品を管理すること。
- 二十一、 賠償に關連する輸送の連絡及び縦括に關すること。
- 二十二、 運輸に關して、觀光事業の発達、改善及び調整を圖ること。
- 二十三、 運輸に關して、觀光地及び觀光施設を調査し、及び改善すること。
- 二十四、 觀光宣伝に關すること。
- 二十五、 前各号に掲げるものの外、運輸省の所掌事務で他局及び他の機關の所掌に属さない事務に關すること。
- 二十六、 大臣官房においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として所掌事務に關する指定生産資材等の割当及び監査に關する事務をつかさどる。
- 二十七、 觀光部においては、第一項第二十二号から第二十四号まで及び前項に掲げる事務をつかさどる。

(海運局の事務)

- 第二十三條 海運局においては、左の事務をつかさどる。
- 一、 海運局、船舶局、船員局及び港湾局の所掌に属する事務（以下この節において「海事」と総称する）の綜合調整及び実施計画の設定に關すること。

- 一の二 海軍代理士に関する事
- 二 海軍仲裁団体に關すること
- 三 海軍思想の普及宣伝に關すること
- 四 水上運送事業の発達、改善及び調整に關すること
- 五 水上における輸送の増進、改善及び調整に關すること
- 六 日本回沿岸に置き去られた船舶の処理に關すること
- 七 水上運送事業における運賃及び船料に關すること
- 八 海運局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる、
 - 一 海軍に關する事業の再建整備及び金融並びに在外会社の財産整理に關すること
 - 二 船舶の使用及び商船管理委員会の監督に關すること
 - 三 船舶の運航の管理及び監督に關すること
 - 四 削 除
 - 五 船舶の譲渡、貸渡（期間より船を含む、以下同じ）担保の供与及び引渡に關すること
 - 六 水上運送等の用に供する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査に關すること
 - 九 海運調整部においては、第一項第一号から第三号までの事務及び第二項第一号の事務をつ

ヒの内

かさどる

(船舶局の事務)

第二十四條 船舶局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 造船に關する事業の発達、改善及び調整に關すること
- 二 船舶の製造、修繕、引揚及び解体（航路啓開のためにする船舶の引揚及び解体を除く）以下同じ）並びに船舶用機件及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること
- 三 船舶、船舶用機件及び船舶用品の製造及び修繕に關する技術の改善に關すること
- 四 船舶の積量の測定に關すること
- 五 船舶の登録に關すること
- 六 モーターボート競走の旅行に關すること
- 八 船舶局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる、
 - 一 造船に關する事業の踏査指定施設の管理、保全及び撤去に關すること
 - 三 削 除
 - 三 だ、捕船及び本邦外に船籍港を有する船舶（以下「在外置籍船」という）の現状調査、保

管、原状回復及び返還に關すること。

四、船舶、船舶用機関及び船舶用品に關する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査に關すること。

(船負局の事務)

第二十五條 船負局においては、左の事務をつかさどる。

一、船負の労働組合及び船負労働委員会に關すること。

二、船負の労働関係の調整に關すること(船負労働委員会の所掌に属するものを除く。以下同じ)。

三、船負の労働組合及び労働関係の啓発宣伝に關すること。

四、船負の労働条件、災害補償その他保護に關すること。

五、船負法(昭和二十二年法律第百号)における船内規律に關すること。

六、船負手帳及び船負原簿に關すること。

七、船負の失業対策に關すること。

八、船負の取業の紹介、取業の指導、取業の輔導その他船負の労務の供給調整に關すること。

九、船負の取業紹介事業及び労務供給事業並びに船負の募集の改善及び調整に關すること。

十、船負の福利厚生に關すること。

十一、船負の教育及び養成に關すること。

十二、船負局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として船負の労務物資に關する事務をつかさどる。

(港湾局の事務)

第二十六條 港湾局においては、左の事務をつかさどる。

一、港湾の建設、改良、保存及び管理並びにこれらの助成及び監督に關すること。

二、離島の建設、改良及び保存に關すること。

三、委託により、港湾その他海面の工事を施行すること。

四、港湾内の公有水面の埋立、干拓及び使用に關すること。

五、港湾内の運河に關すること。

六、附 除

七、港湾における諸作業の改善、調整等に關すること。

八、港湾運送業(検査業及び検定業を含む。以下同じ)の発達、改善及び調整に關すること。

九、二、港湾運送事業の登録に關すること。

- 九、倉庫業（冷蔵倉庫業を含む。以下同じ）の発達、改善及び調整に關すること。
- 十、倉庫業法に基く保管料率に關すること。
- 十一、港灣における入港料、使用料、港灣作業料その他運輸に關する料金に關すること。
- 十二、港灣局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として港灣、倉庫等の用に供する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査並びに港灣に關する事業に従事する者の労働物質に關する事務をつかさどる。

（鉄道監督局の事務）

第二十七條 鉄道監督局においては、左の事務をつかさどる。

- 一、日本固有鉄道の新線の建設の許可、営業線の譲渡の認可その他許可又は認可に關すること。
- 二、日本固有鉄道の予算、決算、交付金の交付及び資金の貸付その他財務に關すること。
- 三、日本固有鉄道の役員及び取員の服務、介限、給与及び福祉の増進に關すること。
- 四、日本固有鉄道調停委員会に対する調停の請求又は公共企業体仲裁委員会に対する仲裁の請求に關すること。
- 五、公共企業体仲裁委員会の委員の罷免の請求に關すること。

ハの内

- 五、鉄道公安取員の指名及びその取務の監督並びに鉄道司法警察に關すること。
- 六、地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車に關する免許、特許、許可又は認可に關すること。
- 七、地方鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の財務に關すること。
- 八、地方鉄道及び軌道の係員の取制、服務、資格及び懲戒に關すること。
- 九、地方鉄道及び軌道の買収及び補償に關すること。
- 十、鉄道財団及び軌道財団に關すること。
- 十一、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の運賃及び料金に關すること。
- 十二、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の運輸及び運搬並びにこれらの施設及び車両の整備に關すること。
- 十三、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の安全保守に關すること。
- 十四、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の勞務に關すること。
- 十五、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。
- 十六、前各号に掲げるものの外、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の発達、改善及び調整に

関すること。

二 鉄道監督局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。

一 鉄道、軌道、索道及び無軌條電車に従事する者の労働物質に関すること。

二 削 除

三 鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する指定生産資材等の割当及び監査に関すること。

四 鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の用に供する指定生産資材等の割当及び監査に関すること。

五 国有鉄道部においては、第一項第一号から第五号までに掲げる事務並びに第一項第十一号から第十四号まで、第十六号及び第二項第一号及び第三号に掲げる事務のうち日本国有鉄道に関する事務を、民営鉄道部においては第一項第六号から第十号までに掲げる事務並びに第一項第十一号から第十四号まで、第十六号及び第二項第一号及び第三号に掲げる事務のうち日本国有鉄道以外のものに関する事務をつかさどる。

(自動車局の事務)

第二十八條 自動車局においては、左の事務をつかさどる。

九の外

一 自動車運送事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

二 自動車通事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

三 通運事業(附帯業務を含む、以下同じ)及び通運計算事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

三の二 自動車運送取扱事業に関する登録又は認可に関すること。

四 前四号掲げる事業の懸賞及び料金に関すること。

五 軽車両運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

六 道路運送に関する輸送の実施の計画、調整及び監査に関すること。

七 自家用自動車の使用の調整に関すること。

八 前各号に掲げるものの外、道路運送に関する事業、通運事業及び通運計算事業の発達、改善及び調整に関すること。

九 自動車及び原動機付自転車の流通及び消費の増進、改善及び調整並びに軽車両及び自動車用及び原動機付自転車用代燃装置の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

十 自動車の登録に関すること。

- 十一、自動車登録番号標交付代行者の指定に関する事。
- 十二、自動車の車台番号及び原動機番号の打刻に関する事。
- 十二の一、自動車車庫についての報告に関する事。
- 十二の二、自動車の使用に係る整備管理者に関する事。
- 十二の三、自動車、原動機付自転車及び旅客軽車両に関する整備及び検査に関する事。
- 十二の四、自動車分解整備事業の技能検定に関する事。
- 十二の五、自動車分解整備事業の認証に関する事。
- 十二の六、優良自動車整備事業者の認定に関する事。
- 十二の七、前九号に掲げるものの外、自動車及び原動機付自転車の保安並びに軽車両の保安及び技術上の改善に関する事。
- 十三、自動車用及び原動機付自転車用燃料油脂の使用に関する技術上の改善に関する事。
- 十四、自動車運送事業の補償に関する事。
- 十五、自動車局の所掌に係る事業の財務及び労務に関する事。
- 十六、自動車局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。
 - 一、軽車両運送事業の運賃及び料金に関する事。

九の内

- 二、自動車局の所掌に係る事業に従事する者の労働物資に関する事。
- 三、自動車及び原動機付自転車の割当に関する事。
- 四、自動車用及び原動機付自転車用、タイヤ、チューブ（新車用のものを除く）の割当及び監査に関する事。
- 五、自動車用及び原動機付自転車用、石油製品の割当及び監査に関する事。
- 六、道路運送事業及び通運事業の用に供する指定生産資材等並びに自動車、原動機付自転車、軽車両及び自動車用及び原動機付自転車用、代燃装置その他の道路運送及び通運事業の用に供する機械器具に関する指定生産資材等（自動車及び原動機付自転車の製造に関するものを除く）の割当及び監査に関する事。
- 七、業務部においては、第一項第一号から第八号まで及び第二項第一号に掲げる事務を、整備部においては、第一項第九号から第十三号まで及び第二項第二号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

第三節 附属機関

（附属機関）

(35) 第二十九條 第三十八條に規定するものの外、本省に、左の附属機関を置く。

中央気象台
 運輸技術研究所
 海技専門学院
 航海訓練所
 海員養成所

(中央気象台)

第三十條 中央気象台は、気象に關する事項を改良し、気象事業を行う機關とする。
 中央気象台は、その事務に支障がない場合においては、委託により、気象、海況、地震等に關する調査を行い、並びにこれらに關する測器を調整し、檢定し、製依し、及び修理することをできる。

中央気象台は、東京都に置く。
 中央気象台の内部組織については、政令の定めるところによる。
 中央気象台の事務の一部を分掌させるため、所要の地に管区気象台その他の地方機關及び附屬機關を置く。その名称、位置及び内部組織については、政令の定めるところによる。
 (運輸技術研究所)

第三十一條 運輸技術研究所は、左に掲げる事項に關する設計、試験、調査及び研究を行う機關とする。

- 一 船舶、船舶用機關及び船舶用品に關すること。
- 二 港灣、航路及び港灣内運河並びに港灣内の公有水面の埋立及び干たぐに關すること。
- 三 鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する施設及び車両、信号保安裝置その他の陸運機器に關すること。
- 四 自動車及び原動機付自転車の使用並びに輕車両及び自動車用及び原動機付自転車の代燃裝置に關すること。
- 五 運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關する設計、試験、調査及び研究することができる。
- 六 運輸技術研究所は、東京都に置き、その支所を大阪府及び八幡市に置く。
- 七 運輸技術研究所に、次長三人を置く。
- 八 次長は、運輸技術研究所の長を助けて事務を整理する。
- 九 運輸技術研究所及びその支所の内部組織は、運輸省令で定める。

(97) 第三十二條及び第三十三條 削 除

(38)

(海技専門学院)

第三十四條 海技専門学院は、船員に対し船舶運航に関する学術及び技能を教授する機関とする。

一、海技専門学院は、神戸市に置く。

二、海技専門学院の内部組織は、運輸省令で定める。

第三十五條 削 除

(航海訓練所)

第三十六條 航海訓練所は、運輸大臣の指定する商船大学、商船高等学校及び海員養成所の学生及び生徒その他運輸大臣の指定する者を入所させ、航海訓練を行う機関とする。

一、航海訓練所は、東京都に置く。

二、航海訓練所の内部組織は、運輸省令で定める。

(海員養成所)

第三十七條 海員養成所は、海員の養成を行う機関とする。

一、海員養成所の名称及び位置は、左の通りとする。

十の内

名 称	位 置
鹿児島海員養成所	鹿児島市
小樽海員養成所	小樽市
唐津海員養成所	唐津市
宮古海員養成所	宮古市
七尾海員養成所	七尾市
宮崎海員養成所	香川県三豊郡栗島村
粟嶋海員養成所	香川県三豊郡栗島村
竹司海員養成所	竹司市
高浜海員養成所	愛知県碧海郡高浜町

(39)

海員養成所の内部組織は、運輸省令で定める。

(40)

(その他の附属機関)

第三十八條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとして、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
中央船員取業安定審議会	運輸大臣の諮問に応じて船員取業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)に定める船員の取業安定に関する重要事項を調査審議すること。
造船技術審議会	運輸大臣の諮問に応じて造船技術の向上に関する重要事項を調査審議すること。
造船業合理化審議会	運輸大臣の諮問に応じて造船に関する事業の合理化に関する重要事項を調査審議すること。
船員教育審議会	運輸大臣の諮問に応じて船員教育に関する重要事項を調査審議すること。
鉄道建設審議会	運輸大臣の諮問に応じて鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)に定める日本国有鉄道の鉄道新線の敷設に関する事項を調査審議すること。

又、前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務、委員その他の取負については、他の法律(これに基づく命令を含む)に、別段の定めがある場合を除くの外、政令で定める。

第四節 地方支部分局

(地方支分節局)

第三十九條 本省に、左の地方支分節局を置く。

海運局

公共船員取業安定所

港湾建設部

陸運局

第一款 海運局

(所掌事務)

第四十條 海運局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

- 一、水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二、水上における輸送の増進、改善及び調整に関すること。
- 三、日本国沿岸に置き去られたる船舶の処置に関すること。
- 四、水上運送事業における運賃及びよう、船料に関すること。
- 五、造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

(41)

- 六 船舶の製造、修繕、引揚及び解体並びに船舶用板面及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 七 船舶、船舶用板面及び船舶用品の製造及び修繕に関する技術の改善に関すること。
- 八 船舶の積量の測定に関すること。
- 九 船舶の登録に関すること。
- 十 船員の労働組合及び船員地方労働委員会に関すること。
- 十一 船員の労働関係の調整に関すること。
- 十二 船員の労働組合及び労働関係の登載法に関すること。
- 十三 船員の労働条件、災害補償その他保護に関すること。
- 十四 船員法における船内規律に関すること。
- 十五 船員手帳に関すること。
- 十六 船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労働の需給調整に関すること。
- 十七 船員の職業紹介事業及び労働供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に関すること。
- 十八 船員の福利厚生に関すること。
- 十九 運輸大臣の指定する港務施設の管理に関すること。

十一の内

- 二十 港務における諸作業の改善、調整等に関すること。
- 二十一 港務運送業及び臨港倉庫業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十二 港務運送事業の登録に関すること。
- 二十三 港務における港務作業料その他運輸に関する料金に関すること。
- 二十四 運輸に關して、海上の觀光事業の発達、改善及び調整を因らること。
- 二十五 運輸に關して、海上の觀光施設及び觀光施設を調査し、及び改善すること。
- 二十六 觀光宣法に関すること。
- 二十七 海軍代理士に関すること。
- 二十八 海軍思想の普及宣法に関すること。
- 二十九 前掌事務に関する調査及び統計に関すること。
- 三十 海運局は、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。
 - 一 船舶の使用及び船舶管理委員会の監督に関すること。
 - 二 船舶の運航の管理及び監査に関すること。
 - 三 船舶の運航、資力、担保の供与及び引渡に関すること。
 - 四 造船に關する事業の賠償指定施設の管理、保全及び撤去並びに賠償指定施設の輸送に關

- 五、所掌事務に關する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査に關すること。
 - 六、前掌事務に關する労働物資に關すること。
 - 七、汽船及び在外置籍船の現状調査、保管、原状回復及び返還に關すること。
- (名称、位置及び管轄区域)

第四十一條 海運局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
北海道海運局	小樽市	北海道
東北海運局	釜山市	宮城県、福島県、岩手県、青森県、山形県、秋田県
新潟海運局	新潟市	新潟県、長野県
関東海運局	横浜市	神奈川県、東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県
東海海運局	名古屋市	愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、石川県、富山県
近畿海運局	大阪市	大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、徳島県、高知県

十一の外

十二の外

(内部部局)

第四十二條 海運局に、左の五部を置く。但し、必要に応じて、運輸大臣の定めるところにより、部の表を改することかできる。

- 総務部
- 運輸部
- 港湾連絡調整部
- 船舶部

海運局	所在地	管轄区域
神戸海運局	神戸市	兵庫県
中國海運局	広島市	鳥取県、高知県、岡山県、山口県(下関市)、宇部市、小野田市、厚狭郡、豊浦郡及び大津郡を除く)
四國海運局	高松市	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州海運局	門司市	福岡県、長崎県、山口県のうち下関市、宇部市、小野田市、厚狭郡、豊浦郡及び大津郡、大分県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

船員部

二、前項に定めるものの外、海運局の内部部局の組織の細目は、運輸省令で定める。
(支局、出張所等)

第四十三條 運輸大臣は、局務の一部を分掌させるため、所管の地に、海運局の支所、出張所、支局の出張所、港湾管理事務所又は港湾管理事務所の出張所を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

二、運輸大臣は、港湾管理事務所又はその出張所に、港湾建設部の所掌事務の一部を分掌させることができる。

(附属機関)

第四十四條 地方船員職業安定審議会は、海運局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、海運局長の諮問に応じて船員の職業安定に関する重要事項を調査審議することとし、その組織、所掌事務、委員その他の職員については、船員職業安定法(これに基づく命令を含む。)に別段の定めがある場合の外、政令で定める。

第二款 公共船員職業安定所

(公共船員職業安定所)

十二の内

第四十五條 公共船員職業安定所については、船員職業安定法(これに基づく命令を含む。)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
二、公共船員職業安定所の長は、その公共船員職業安定所の所在地を管轄する海運局長の指揮監督をも受けるものとする。

第三款 港湾建設部

(所掌事務)

第四十六條 港湾建設部は、本省の所掌事務のうち、左の事務を分掌する。

一、港湾、航路及び港湾内の運河に関する國の直轄(直轄施行を含む。)の土木工事の施行に関する事。
二、本記により、港湾その他の海面の工事と施行すること。

二、港湾建設部は、前項に掲げるものの外、臨時の事務として、港湾及び航路の建設、改良及び保存に関する指定生産資材等の調達及び監査に関する事務をつかさどる。

(名称、位置及び管轄区域)

第四十七條 港湾建設部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
第一港湾建設部	新潟市	新潟県、山形県、秋田県、福井県、石川県、富山県
第二港湾建設部	横浜市	神奈川県、東京都、千葉県、茨城県、三重県、愛知県
第三港湾建設部	神戸市	静岡県、宮城県、福島県、岩手県、青森県、北海道、兵庫県、京都府、大阪府、滋賀県、高知県、高松県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
第四港湾建設部	下関市	山口県、長崎県、福岡県、大分県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

第二港湾建設部は、その管轄区域のうち北海道については、前条第二項に掲げる事務のみを行うものとする。

(特別な職)

第四十八條 港湾建設部に、それぞれ次長二人を置く。

次長は、港湾建設部の長を助けて部務を整理し、部長不在の場合その職務を代行する。

十三の外

(内河部局)

第四十九條 港湾建設部の内部組織は、運輸省令で定める。

(工事事務所等)

第五十條 運輸大臣は、部務の一部を分掌させるため、所掌の地に、港湾建設部の工事事務所その他の地方機関を設置することができ、その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

第四款 陸運局

(所掌事務)

第五十一條 陸運局は、本省の所掌事務のうち、左の事務を分掌する。

- 一 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の運送を免許、特許、許可又は認可に關すること。
- 二 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の運輸及び運載並びにこれらの施設及び車両の整備に關すること。
- 三 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の安全保身に關すること。
- 四 地方鉄道及び軌道の係員の職制、服務、資格及び懲戒に關すること。

- 五、自動車運送事業に關する免許、許可又は認可に關すること。
- 六、自動車道事業に關する免許、許可又は認可に關すること。
- 七、通運事業及び通運計算事業に關する免許、許可又は認可に關すること。
- 七の二 自動車運送取扱事業に關する登録又は認可に關すること。
- 八、輕車両運送事業の發達、改善及び調整に關すること。
- 九、道路運送に關する輸送の實施の計画、調整及び監査に關すること。
- 十、自家用自動車の使用の調整に關すること。
- 十一、自動車の登録に關すること。
- 十二、自動車登録番号標交付代行者の指定に關すること。
- 十三、自動車の車台番号及び原動機番号の打刻に關すること。
- 十三の二 自動車車庫についての報告に關すること。
- 十三の三 自動車の使用に係る整備管理者に關すること。
- 十三の四 自動車、原動機付自転車及び旅客輕車輛に關する整備及び検査に關すること。
- 十三の五 自動車整備士の技能検定に關すること。
- 十三の六 自動車分解整備事業の認定に關すること。

十三の内

- 十三の七 優良自動車整備事業者の認定に關すること。
- 十三の八 前九号に掲げる外、自動車及び原動機付自転車の保安並びに輕車輛の保安及び技術上の改善に關すること。
- 十四、自動車用及び原動機付自転車用燃料油脂の使用に關する技術上の改善に關すること。
- 十五、鉄道、軌道、道路運送その他の陸運の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運装置の生産（自動車及び原動機付自転車の製造を除く）、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。
- 十六、倉庫業（海港倉庫を除く）。
- 十七、所掌事務に係る事業の運賃及び料金に關すること。
- 十八、所掌事務に關する社務に關すること。
- 十九、所掌事務に係る事業の勞務に關すること。
- 二十、所掌事務に關する買収及び補償に關すること。
- 二十一、前各号に掲げるものの外、鉄道、軌道、道路運送事業、通運事業、通運計算事業その他の陸運の發達、改善及び調整に關すること。
- 二十二、運輸に關して、觀光事業の發達、改善及び調整を図ること（海運局の所掌に属するもの

を除く)

三、運輸に關して、觀光地及び觀光施設を調査し及び改善すること(海運局の所掌に属するものを除く)

五、觀光宣伝に關すること。

二、陸運局におりては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。

一、所掌事務に關する指定生産資材等の割当及び監査に關すること。

二、自動車及び原動機付自転車の割当に關すること。

三、自動車用及び原動機付自転車の用タイヤ、チューブ(新車用のものを除く)の割当及び監査に關すること。

四、自動車用及び原動機付自転車の用石油製品等の割当及び監査に關すること。

五、陸運局の所掌に係る事業に従事する者の労働物資に關すること。

(名称、位置及び管轄区域)

第五十二條 陸運局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌陸運局	札幌市	北海道
仙台陸運局	仙台市	宮城県、福島県、岩手県、青森県
新潟陸運局	新潟市	新潟県、長野県、山形県、秋田県
東京陸運局	東京都	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県
名古屋陸運局	名古屋市	愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県、石川県、富山県
大阪陸運局	大阪市	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県
広島陸運局	広島市	広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県
高松陸運局	高松市	香川県、徳島県、愛媛県、愛知県
福岡陸運局	福岡市	福岡県、長崎県、大分県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

二、鉄道、軌道及び通運事業については、特に必要がある場合において、運輸省令で前項の管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。

(内部部局)

第五十三條 陸運局に、左の四部を置く。但し、必要に応じて、運輸大臣の定めるところにより部の数を減ずることが出来る。

総務部

鉄道部

自動車部

整備部

前項に掲げるものの外、陸運局の組織の細目は、運輸省令で定める。

(分室)

第五十四條 運輸大臣は、局務の一部を分掌させるため、当分の間、所要の地に、陸運局の分室を設置することが出来る。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

前項の分室の所掌事務の範囲は、従前の道路運送監理事務所の所掌に係る事務のうち特に分室に行わせる必要があるものに限る。

(道路運送審議会)

十四の内

第五十五條 道路運送審議会は、陸運局の附屬機関として置かれるものとし、その目的、組織、所掌事務、委員その他の職員については、道路運送法(これに基く命令を含む)に別段の定めがある場合の外、政令で定める。

運輸審議会は、その職務を行うため必要があるときは、道路運送審議会に対し、報告その他、情報若しくは資料の提出を求め、調査を命じ、又は意見を徴することが出来る。

第三章 外局

(外局の設置)

第五十六條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、運輸省に置かれる外局は、左の通りとする。

船員労働委員会

海上保安廳

海難審判廳

航空庁

第一節 船員労働委員会

(船員労働委員会)

第五十七條 船員労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）（これに基づく命令を含む）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（これに基づく命令を含む）及び船員法（これに基づく命令法を含む）の定めるところによる。

第二節 海上保安庁

（海上保安庁）

第五十八條 海上保安庁の組織、所掌事務及び権限は、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十号）（これに基づく命令を含む）の定めるところによる。

第三節 海難審判庁

（海難審判庁）

第五十九條 海難審判庁の組織、所掌事務及び権限は、海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）（これに基づく命令を含む）の定めるところによる。

第四節 航空庁

（航空庁の任務及び長）

第五十九條の二 航空庁は、航空運送事業及び航空の保安に関する事務を行うことを任務とする。
二、航空庁の長は、航空庁長官とする。

十四の五、
十五の外

（特別に就）

第五十九條の三 航空庁に、次長一人を置く。

二、次長は、航空庁長官を助け、庁務を整理する。

（航空庁の事務）

第五十九條の四 航空庁においては、左の事務をつかさどる。

- 一、航空運送事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
- 二、航空運送事業の運賃及び料金に関すること。
- 三、航空運送事業に関する業務の監査に関すること。
- 四、前三号に掲げるものの外、航空運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 五、航空保安施設の建設、保存、運用及び管理に関すること。
- 六、航空保安施設の改善のための調査、研究、試験及び試作に関すること。
- 七、航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。
- 八、前三号に掲げるものの外、航空の保安に関すること。
- 九、前各号の事務を遂行するための左に掲げる事項。
 - イ、航空に関すること。

- ロ、長官の官印及び庁印を管掌すること。
- ハ、公文書類を授受し、發送し、編集し、及び保存すること。
- ニ、行政の考査を行うこと。
- ホ、調査及び統計に關すること。
- ヘ、法令案の審査その他法律に關すること。
- ト、こう報に關すること。
- チ、渉外事務に關すること。
- リ、職員の賞階、任免、令限、懲戒、服務その他の人事並びに職員の養育及び訓練に關すること。

- 又、職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。
- ル、経費及び収入の予算、決算及び会計並びにこれらの監査に關すること。
- ヲ、行政財産及び物品を管理すること。

(航空庁の概略)

第五十九條の五 運輸大臣は、所要の地に左の上欄に掲げる機関を置く。その目的は、それぞれ下二欄に記載する通りとする。

十五の内

種 類	目 的
航空保安事務所	航空保安施設を建設し、保存し、及び運用すること。
航空標識所	航空無線標識施設及び航空無線通信施設を保存し、及び運用すること。

- ニ、航空保安事務所及び航空標識所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。
- 三、運輸大臣は、第一項の機関の事務の一部を分掌させるため、所要の地に航空保安事務所及び航空標識所の出張所を置くことができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、運輸省令で定める。

第四章 職 員

(職員)

第六十條 運輸省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。

(差員)

第六十一條 運輸省に置かれる職員の差員は、別に法律で定める。

(施行期日)

ハ、この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第五十四條及び附則第十七項から附則第十九項までの規定は、昭和二十四年八月一日から施行し、第六條第一項第七号、第九号、第十号及び第十号の規定のうち自動車運送事業に關する部分、第五十五條並びに附則第二十項の規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

(運輸審議会の委員の任命の之の事前措置)

ニ、第九條第一項の規定による運輸審議会の委員の任命のために必要な行爲は、前項の規定にかかわらず、昭和二十四年六月一日前においても行ふことができる。

(運輸審議会の最初の委員)

三、この法律施行の際国会が閉会中である場合においては、内閣総理大臣は、第九條第一項の規定にかかわらず、兩議院の同意を得ないで運輸審議会の最初の委員を任命することができる。

四、内閣総理大臣は、前項の規定により運輸審議会の委員を任命したときは、任命の後最初に召集される国会において、当該委員の任命について、兩議院の承認を求めなければならぬ。兩議院の承認が得られなかつたときは、内閣総理大臣は、第十一條の規定にかかわらず、当該委員を違帶なく罷免しなければならぬ。

(道路運送監理事務所に關する暫定措置)

五、道路運送監理事務所は、道路運送法の定めるところにより本省の地方支分部局として置かれるものとする。

六、前項の道路運送監理事務所の長は、陸運局の長の指揮をも受けるものとする。

(道路運送審議会に關する暫定措置)

ク、昭和二十四年十二月三十一日まで、道路運送法第八條に規定する中央道路運送審議会は運輸省の、地方道路運送審議会は陸運局の附屬機関とする。

(物価統制令との關係)

カ、この法律の規定は、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)(これに基く命令を含む。以下同じ)の規定になんらの影響を及ぼすものではない。

ク、内閣総理大臣又は物価庁長官は、運送賃、保管料その他の運輸に關する給付の対価である財産的給付に關するものについて物価統制令に基く措置を三するときは、運輸大臣の意見を徴するものとする。

カ、國立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の規定により設置される商船大学は、昭和二十五年三月三十一日まで、本省の附屬機関として置かれるものとする。

(他の勅令の廃止)

11. 左に掲げる勅令は、廃止する。但し、法律(これに基く命令を含む)に別段の定めのある場合を除く外、従前の概略及びその職負は、この法律に基く相当の概略及びその職負となり、同一性をもつて存続するものとする。

運輸省官制(昭和十八年勅令第八百二十九号)

臨時に運輸省に運輸省顧問を置くの件(昭和二十一年勅令第七十九号)

運輸部内臨時職員等設置制(昭和十八年勅令第八百三十号)

臨時に運輸省に三級の運輸事務官又は運輸技官を置くの件(昭和二十一年勅令第二百十九号)

氣象官署官制(昭和十四年勅令第七百四十号)

鉄道技術研究所官制(昭和十七年勅令第五百五十八号)

船舶試験所官制(昭和十六年勅令第四百四十五号)

海峯学院官制(昭和二十一年勅令第七百七十一号)

高等商船学校官制(昭和十六年勅令第四百四十六号)

海技専門学院官制(昭和二十年勅令第六百六十七号)

商船学校官制(昭和十六年勅令第四百四十七号)

航海訓練所官制(昭和十八年勅令第二百六十三号)

海員養成所官制(昭和十四年勅令第四百五十八号)

海運局官制(昭和十八年勅令第八百三十二号)

海軍審議会官制(昭和十六年勅令第五百二十九号)

港務委員会官制(昭和二十二年勅令第十六号)

12. 前項但書の規定は、職負の定員に關する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

(他の法令の改正)

13. 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條中「鉄道局長」を「陸運局長」に改める。

14. 小運送業法(昭和十二年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「鉄道局長」を「陸運局長」に改める。

15. 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二條から第五條まで及び第十二條中「交通事業調整委員会」を「交通事業調整審議会」に改める。

16. 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。
第二十四條中「鉄道局長」を「陸運局長」に改める。

17. 道路運送法の一部を次のように改正する。
第4條第2項中「都府県」を「府県」に「都府県」の所在地、札幌市」を「陸運局の所在地、都府県以外の府県の府県庁の所在地、山田市」を「同條第4項中「前2項」を「前項に、同條第5項第1号中「道路運送監理事務所長」を「陸運局長及び道路運送監理事務所長」に、同項第2号中「道路運送監理事務所長」を「陸運局長、道路運送監理事務所長」に、同條第6項第1号中「道路運送監理事務所長」を「陸運局長及び道路運送監理事務所長」に改め、同條第3項を削る。

第8條中「道路運送委員会」、「中央道路運送委員会」及び「地方道路運送委員会」をそれぞれ「道路運送審議会」、「中央道路運送審議会」及び「地方道路運送審議会」に改め、同條第2項中「第4條第3項に規定する一定区域」を「陸運局」に改める。

18. 道路運送法の一部を次のように改正する。
第4條第4項第1号中「及び道路運送監理事務長」を、同項第2号中「道路運送監理事務所長」を同條第5項第1号中「及び道路運送監理事務所長」を削り、同條第2項及び第3項

一七の十六

を削る。

19. やむを得ない必要があるときは、運輸大臣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十六條第4項の規定にかかわらず、国会の承認を得ないで陸運局の分室を設置することができらる。

20. 運輸大臣が、前項の規定により陸運局の分室を設置したときは、設置の後最初に召集される国会において、内閣総理大臣は、当該陸運局の分室の設置につけてその承認を求めなければならぬ。国会の承認が得られなかつたときは、運輸大臣は、当該陸運局の分室を連帯なく廃止しなければならない。

21. 道路運送法の一部を次のように改正する。
第8條中第2項から第5項までを次のように改める。

道路運送審議会は、陸運局ごとに、これを置く。
道路運送審議会は、委員若干人をもつて、これを組織する。
道路運送審議会に委員の互選による委員長を置く。
道路運送審議会の委員は、各都道府県知事の推薦に基く運輸大臣の申出により内閣総理大臣がこれを命ずる。

第八條第十三項中「行政官庁」を「陸運局長」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第七條 見出しを「(企業及び監督)」に改め、同條中「運輸省海運総局長官(以下海運

総局長官という)は、運輸大臣の指揮監督を受け」と「運輸大臣は、」に改める。

第十三條 第十四條及び第六十一條中「海運総局長官」と「運輸大臣」に改める。

船舶運搬管理令の一部を次のように改正する。

第二十條第一項第四号中「運輸省海運総局長官」と「運輸省海運局長」に改める。

附 則(昭和二十四年法律第百七十四号)

この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日を起えなむ期間内において、政令で定める。(昭和二十四年政令第二百一号により昭和二十四年六月十日から施行)

附 則(昭和二十四年法律第百八十七号)

この法律施行の期日は、公布の日から九十日とこえなむ期間内において、政令で定める。

(昭和二十四年政令第百十三号により昭和二十四年八月二十五日から施行)

附 則(昭和二十四年法律第百二十六号)

十七の内

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和二十四年法律第百四十一号)

この法律は、昭和二十五年二月一日から施行する。

附 則(昭和二十四年法律第百五十二号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和二十四年法律第百七十九号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和二十四年法律第百八十四号)

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則(昭和二十五年法律第四十八号)

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和二十五年法律第百五十九号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和二十五年法律第百五十五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十五年法律第百六十九号）

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律第百三十二号）

この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律第百十五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年政令第百三十三号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律第百六十一号）

この法律施行の期日は、公布の日から九十日とこえなむ期間内において政令で定める。

（昭和二十六年政令第百三十六号により昭和二十六年六月二十日から施行）

附 則（昭和二十六年法律第百六十二号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律第百八十四号）

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

十八のヤ

附 則（昭和二十六年法律第百八十六号）

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律第百三十二号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律第百四十二号）

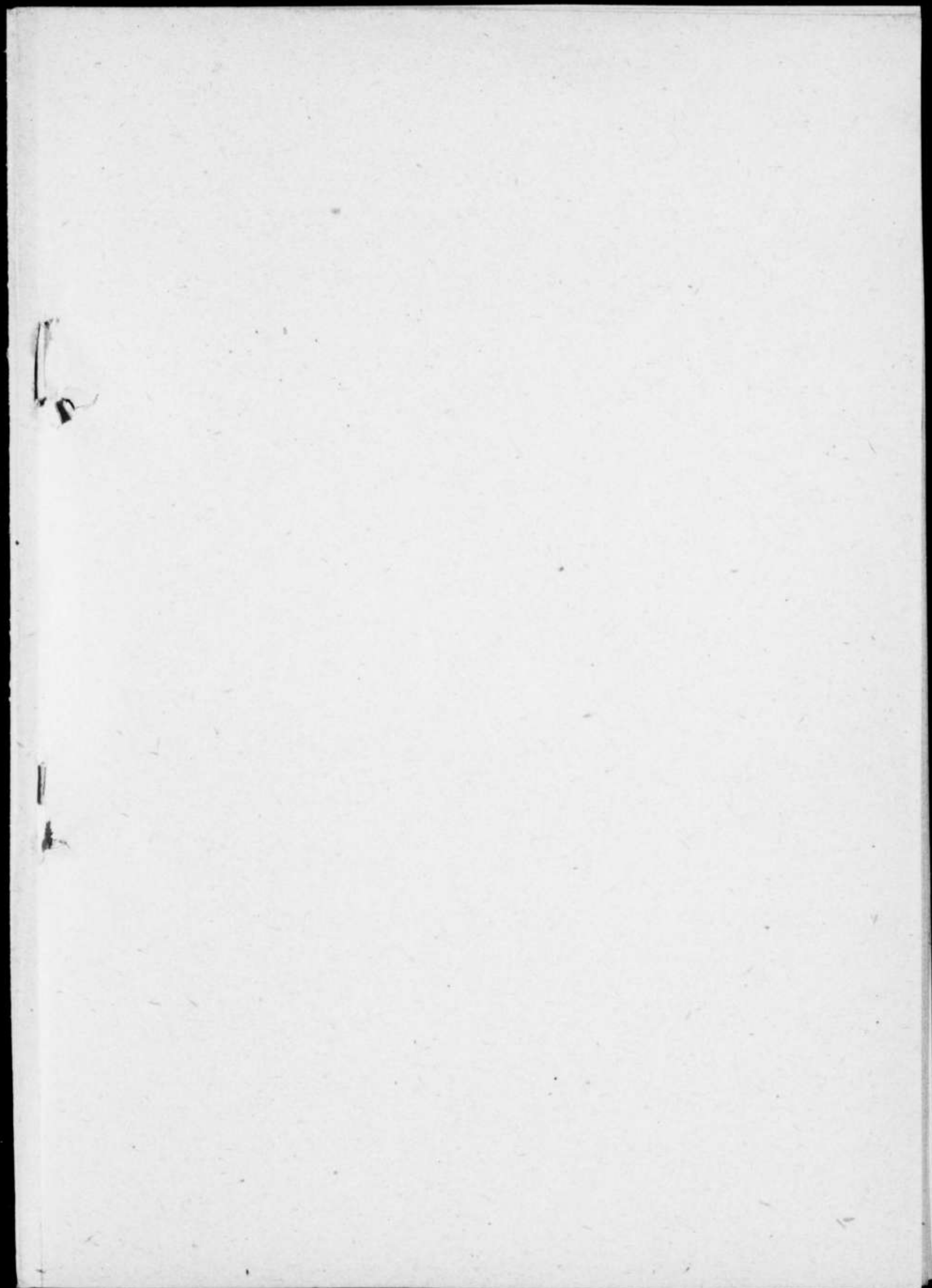
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律第百四十五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律第百四十八号）

この法律は公布の日から施行する。



一 参考資料(Ⅱ)

他の法律による運輸省設置法の一部改正(抜すい)

- 一 商船管理委員会の解散及び清算に関する法律(昭二七三三一法律第二十四号)

附 則

一 他の法律の改廃

- 2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第一号を次のように改める。

- 一 商船管理委員会の清算を監督すること。
- 第二十三條第二項第二号を次のように改める。
- 二 商船管理委員会の清算の監督に関すること。
- 第二十三條第二項第二号の次に次の一号を加える。
- 二の二 商船管理委員会の解散及び清算に関する法律(昭和二十七年法律第二十四号)第十一條の規定により田が承継した債権

又は債務の処理に関すること。

- 二 海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律(昭二七三三一法律第三十五号)

附 則

- 2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項第四号を次のように改める。

- 四 海外からの日本国民の船舶による集団的引揚輸送に関すること。

- 三 捕獲審検所の検定の再審査に関する法律(昭二七四一法律第七十号)

附 則

一 他の法律の改正

- 3 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 船員労働委員会(第五十七條)」を「第一節

船員労働委員会及び捕獲審検再審査委員会（第五十七條・第五十七條の二）に改める。

第三條第十一号の次に次の一号を加える。

十二 捕獲審検所の検定の再審査

第五十六條中「船員労働委員会」を「船員労働委員会
捕獲審検再審査委員会」に改める。

第三章中「第一節 船員労働委員会」を「第一節 船員労働委員

会及び捕獲審検再審査委員会」に改める。

第五十七條の次に次の一條を加える。

（捕獲審検再審査委員会）

第五十七條の二 捕獲審検再審査委員会の組織、所掌事務及び権限は、

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律（昭和二十七年法律第七十

号）の定めるところによる。

四 道路運送車両法の一部を改正する法律案

附 則

6 運輸省設置法（昭和二十四年法律第一百五十七号）の一部を次の

ように改正する。

第四條第一項第四十一号から第四十一号の三までを次のように

改める。

四十一 自動車の整備を命ずること。

四十一の二 自動車の検査及び登録をすること。

四十一の三 自動車登録番号標交付代行者の指定をすること。

第二十八條第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 自動車抵当に関すること。

第二十八條第一項第十二号の四を次のように改める。

十二の四 自動車、原動機付自転車及び軽車両の整備並びに自

動車の検査に関すること。

第五十一條第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 自動車抵当に関すること。

第五十一條第一項第十三号の四を次のように改める。

十三の四 自動車、原動機付自転車及び軽車両に関する整備並びに自動車の検査に関すること。
旅行あつ、旋業法案

附 則

3 逓省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四号の四の次に次の一号を加える。
四十四の五 旅行あつ、旋業を登録すること。
第二十二條第一項第二十三号の次に次の一号を加える。
二十三の二 旅行あつ、旋業の登録に関すること。

六 航空法案

附 則

15 逓省設置法の一部を次のように改正する。
第四條第一項中第五十三号を第六十一号とし、第五十二号の二から第五十二号の四までを次のように改める。

五十三 航空機の登録をすること。
五十四 航空機及びその装備品の証明及び検査をすること。
五十五 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員免許をすること。

第四條第一項第五十五号の次に次の五号を加える。

五十六 航空機の操縦の練習の許可をすること。
五十七 航空路を指定すること。
五十八 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、許可し、及び必要な命令をすること。

五十九 航空交通管制区及び航空交通管制圏を指定し、並びに航空機の航行について許可し、承認し、及び指示を与えること。

六十 航空運送事業及び航空機使用事業を免許し、又は許可し、並びにこれらの事業の業務に関し、許可し、認可し、その他

必要な命令をすること。

第六條第一項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 定期航空運送事業における運賃及び料金の認可又は変更の命令

第六條第一項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 定期航空運送事業の免許若しくはその取消又は事業の停止

第六條第一項中第十一号の四を削り、第十一号の三を第十一号の四に、第十一号の二を第十一号の三に改め、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 定期航空運送事業における法人の合併又は事業の譲渡及び譲受の認可

第三十八條第一項中鉄道建設審議会の項の次に次の一項を加える。

航空審議会

運輸大臣の諮問に依じて航空に関する重要事項を調査審議すること。

第五十九條の二第一項を次のように改める。

航空庁は、航空に関する事務を行うことを任務とする。

第五十九條の四中第一号から第八号までを次のように改める。

一 航空機の登録に関すること。

二 航空機の安全性に関すること。

三 航空機及びその装備品の整備、修理及び改造に関すること。

四 航空機及びその装備品の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

五 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員免許に関すること。

六 航空機の操縦の練習の許可に関すること。

七 航空従事者の教育及び養成に関すること。

八 航空路の指定に関すること。

第五十九條の四中第九号を第十七号とし、第八号の次に次の八号を加える。

- 九 航空路の調査及び航空路誌の編集に關すること。
 - 十 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに關する許可その他の行為に關すること。
 - 十一 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に關すること。
 - 十二 航空交通の安全に關すること。
 - 十三 航空運送事業及び航空機使用事業に關する免許、許可又は認可に關すること。
 - 十四 前号に掲げる事業の進費及び料金に關すること。
 - 十五 航空機の事故調査に關すること。
 - 十六 航空庁の所掌に係る業務に關する事業の整理、改善及び調整に關すること。
- 第五十九條の五第一項の表を次のように改める。

種類	目的
航空保安事務所	飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に關する業務を行うこと。
航空無線識所	航空無線標識施設及び航空無線通信施設の管理に關する業務を行うこと。